

入札案件概要書		公告日	令和８年７月３０日（木）
契約件名		本庁舎設備管理・案内業務委託（長期継続契約）	
履行期間		令和８年１０月１日から令和１１年９月３０日まで	
履行場所		相模原市中央区中央２丁目１１番１５号外	
委託内容等		別紙仕様書のとおり	
最低制限価格		【最低制限価格】 $= \text{直接人件費} \times 8.5 / 10 + (\text{直接物品費} + \text{業務管理費} + \text{一般管理費}) \times 7 / 10$ ※ 直接人件費に８５％を乗じて得た額が相模原市公契約条例（平成２３年相模原市条例第２９号）第６条第２号で規定する対象業務委託契約の労働報酬下限額（令和８年度は１,３１０円）を下回る場合は、労働報酬下限額から算出した額	
参加条件	業種名 種目	営業種目－細目 - 業種「警備・受付」－細目「受付・案内」 かつ - 業種「建物設備保守管理」－細目「指定なし」	
	実績	公告日から過去３年以内に、行政機関の庁舎若しくは施設又は民間の施設において、同種業務に係る委託の１年を超える契約履行実績を有すること。	
	資格 ※案内業務は 不要	- 第３種電気主任技術者又は第１種電気工事士を有すること。 - 建築物環境衛生管理技術者を有すること。 - 乙種４類危険物取扱者を有すること。	
	入札参加申請受付	令和８年８月７日（金）必着	
競争参加資格確認 通知書発行期間		令和８年８月１８日（火）ファクシミリにて送信します。	
質問期限		令和８年８月１８日（火）正午必着	
質問回答期限		令和８年８月２０日（木）午後５時	
開札予定日時		令和８年８月２５日（火）午前１１時００分	
入札場所		本庁舎第２別館３階第７会議室	

入 札 説 明 書

「本庁舎設備管理・案内業務委託（長期継続契約）」に係る入札執行の公示に基づく条件付き一般競争入札等については、関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

1 手続開始の公告 令和8年7月30日（木）

2 業務の概要

（1）契約件名

本庁舎設備管理・案内業務委託（長期継続契約）

（2）業務内容、契約期間等

別紙契約書及び仕様書のとおり

3 入札参加に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）公告現在、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。
- （3）参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- （4）神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- （5）県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- （6）市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- （7）入札日前日現在、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。）に基づく令和7・8年度競争入札参加資格者として登録されていること。
- （8）別紙「入札案件概要書」に定める参加条件に該当すること。
- （9）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定が確定している者を除く。）でないこと。
- （10）事業協同組合が申請する場合、当該組合の組合員は申請できない。この場合、事業協同組合は組

合の組合員を示す名簿を提出すること。

4 問合せ先及び契約条項を示す場所

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市財政局財政部管財課

電話 042-769-8305 (直通)

FAX 042-769-9804

ホームページURL <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

5 入札参加の手續に関する事項

入札参加者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 競争参加資格確認申請書 (別紙)

イ 同種業務実績調書 (別紙)

※ 同種業務を履行したことがわかる契約書の写し等を添付すること。

ウ 第3種電気主任技術者の資格証の写し又は第1種電気工事士の資格証の写し

エ 建築物環境衛生管理技術者の資格証の写し

オ 乙種4類危険物取扱者の資格証の写し

(2) 提出方法及び提出期限

郵便での提出を可能とする。郵便提出の場合は、必ず簡易書留又は一般書留郵便にて提出期限必着とし、郵送した日に「4 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで必ず電話連絡すること(日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。なお、提出期限は令和8年8月7日(金)必着とする。

(3) 提出先(郵送先)

「4 問合せ先及び契約条項を示す場所」に提出又は郵送すること。

(4) 入札参加資格の有無については、ファクシミリにより通知する。

(5) 入札参加者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じること。

(6) 競争参加資格確認通知書発行期間は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

6 入札・開札の日時に関する事項

本入札は、次のとおり対面入札で実施する。入札・開札の日時は別紙「入札案件概要書」のとおりとする。

(1) 入札参加者は、必ず定刻までに来ること。なお、定刻までに来られない場合は入札に参加できない。

(2) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を1回行う。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができない。

(3) 最低札が同額の場合は、くじ引きにより決定とする。

7 入札参加資格の喪失に関する事項

- (1) 入札参加を認められた後、入札書提出期限までに公告で定めた入札参加の資格を満たさなくなったときは、入札の参加資格を喪失し、失格とする。
- (2) 入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに電話等で「4 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで連絡し、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード」に掲示している「入札参加資格喪失届（様式1）」を使用して入札参加資格喪失届を作成し、直接持参するか、ファクシミリ（入札執行前までに到着するものに限る。）又は郵送（入札執行前までに到着するものに限る。）により提出すること。

8 入札説明書（仕様書等）に関する事項

- (1) 入札説明書（仕様書等）は相模原市ホームページ「入札・契約情報」からダウンロード可。
- (2) ダウンロードにより配布する仕様書等は積算用のため、それ以外の用途での使用・譲渡・再配布は禁止する。
- (3) 質問及び回答
質問及び回答の期限は「入札案件概要書」のとおり。
※ 質問は、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード」に掲示している「質問回答書」を使用して作成し、直接持参するか、ファクシミリ（入札執行前までに到着するものに限る。）又は郵送（入札執行前までに到着するものに限る。）により提出すること。
※ 回答は、全ての入札参加者にファクシミリにより送付する。
- (4) 質問は、上記（3）の方法で行うこと。なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。

9 入札保証金に関する事項

契約規則第8条第3号により免除とする。

10 入札金額の記載に関する事項

- (1) 入札金額は、履行期間全体の総額とすること。
入札金額は、「本庁舎設備管理・案内業務委託（長期継続契約）」の3年総額と、時間外労働が発生する場合の「臨時設備業務（900時間見込み）」及び「環境衛生管理技術者業務（36月見込み）」の見込み数量と単価を乗じたものを含めた**総額で入札**すること（契約書には「本庁舎設備管理・案内業務委託（長期継続契約）」の3年総額と、「臨時設備業務」及び「環境衛生管理技術者業務」の単価をそれぞれ表記する。）。
- (2) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の110分の100に相当する金額を入札金額とすること。
- (3) 契約金額は入札金額の100分の110（この額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額）とする。

11 公契約条例に関する事項

- (1) 本案件は、相模原市公契約条例（平成23年相模原市条例第29号）第6条第2号に規定する対象

業務委託契約等の対象となり、本案件の落札者と締結する契約においては、同条例第8条各号に掲げる事項を遵守する。

- (2) 本案件は、相模原市業務委託最低制限価格取扱要領に基づき最低制限価格を設定する。
- (3) 本案件に係る労働報酬下限額の取扱いについては、その年度ごとに定める最新の労働報酬下限額を適用する。
- (4) 相模原市公契約条例の詳細は、相模原市ホームページ「相模原市公契約条例について」にある記載内容及び別紙「相模原市公契約条例の周知用チラシ（令和8年度版）」を確認すること。

1 2 長期継続契約に関する事項

- (1) 本案件は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であり、複数年にわたる契約となる。
- (2) 契約期間全体にわたる業務内容で積算し、総額の110分の100による入札とする。
- (3) 契約保証金は契約金額を1年あたりに換算した額の100分の10以上とする。
- (4) 過去の実績による契約保証金免除については、契約期間全体の総額を基準に判断する。
- (5) 本案件は、翌年度以降は予算の範囲内で給付を受けることになり、予算の減額又は削除があった場合の契約解除に関する特約条項を設ける。

1 3 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者の入札
- (2) 委任状を持参しない代理人の入札
- (3) 入札書記載の金額・氏名、案件名、その他入札要件の記載が確認できない入札
- (4) 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの
- (5) 1人の入札者又はその代理人が、同一事項に2通以上の入札書を提出した入札
- (6) 2人以上の代理をした者の入札
- (7) 不正行為があったと認められる入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

1 4 落札者の決定方法に関する事項

- (1) 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 原則として、落札者の決定は開札日とする。
- (3) 最低札が同額の場合は、くじ引きにより決定とする。
- (4) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を1回行う。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者または1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができない。

1 5 契約保証金に関する事項

原則として、契約金額を1年あたりに換算した額の100分の10以上を契約時まで納付すること。

ただし、契約規則第34条の規定に該当する場合、契約保証金を免除できるものとする。

16 入札の中止等に関する事項

- (1) 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止、延期又は取消しをする。
- (2) 開札した後であっても、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により契約が確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告や仕様書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を取消しとすることがある。
- (3) 入札参加者がいない入札については、中止とする。
- (4) 入札を中止、延期又は取消した場合は、その旨を入札参加者全員に通知する。
- (5) 入札が中止、延期又は取消となった場合、入札のために要した費用を相模原市に請求することはできない。

17 支払方法に関する事項

別紙契約書のとおり検査・検収終了後、請求に基づき支払う。

18 開札に立ち会う者に関する事項

入札者の立会いを要する。

19 異議の申立て

公告、入札説明書及び入札案件概要書等についての不知又は不明を理由として、入札後に異議を申し立てることはできない。

20 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。なお、契約書の作成費用は落札者の負担とする。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間に、「3 入札参加に必要な資格に関する事項」のいずれかを満たしていないと認められる場合には、契約を締結しない。
- (3) 談合に関する情報が寄せられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアル（平成16年6月1日施行）によるものとする。
- (4) この公告に規定のない事項については、「相模原市契約規則」によるものとする。

相模原市 財政局 財政部 管財課

電話 042-769-8305

FAX 042-769-9804